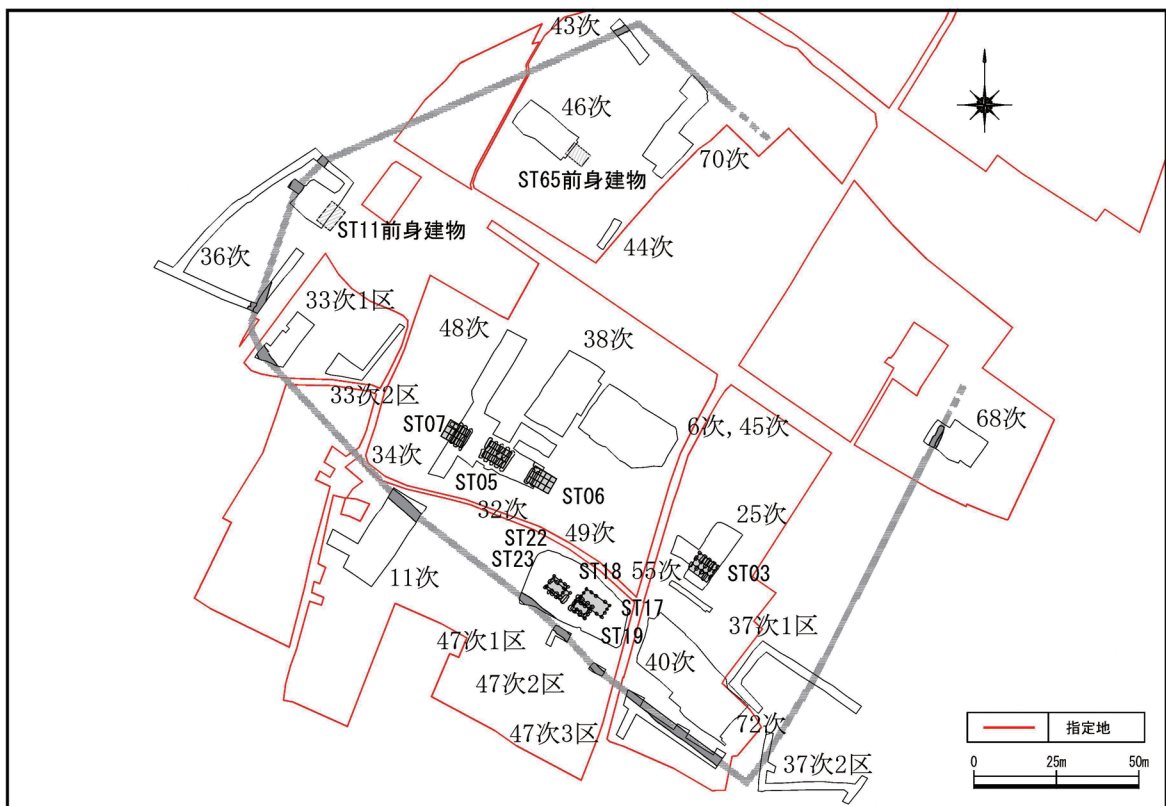
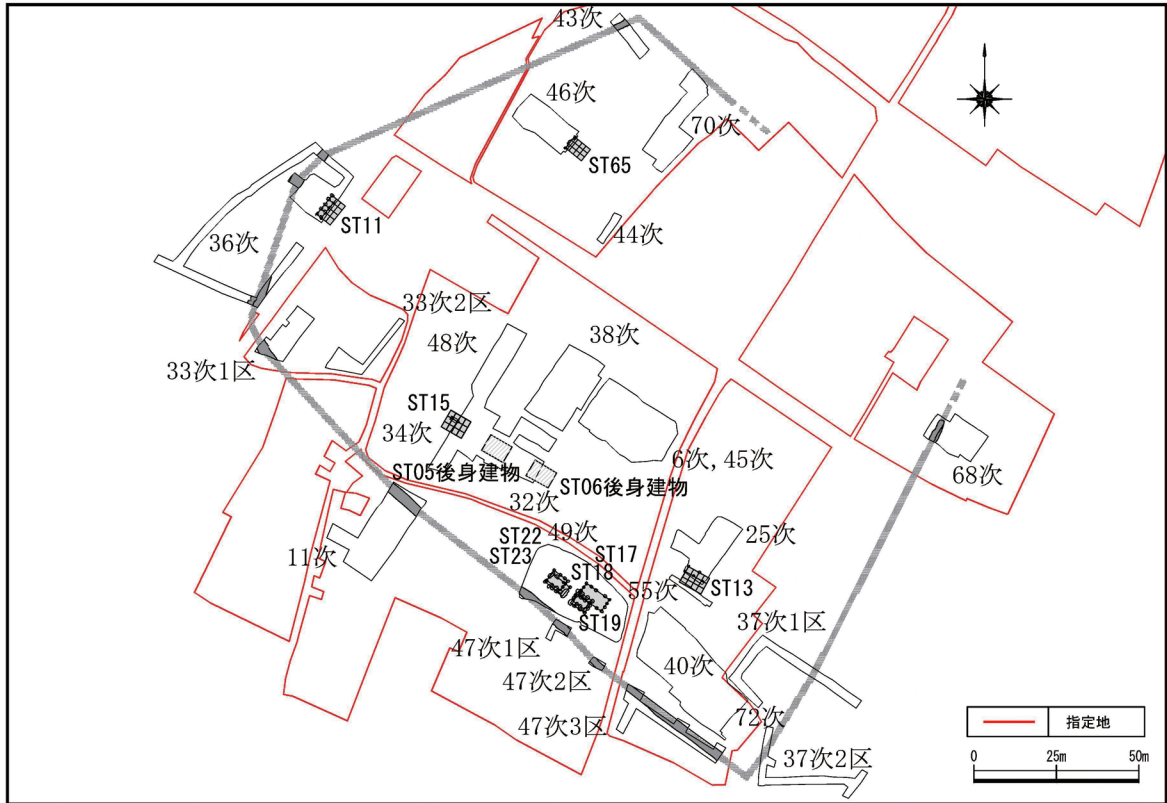


I 期（7世紀後半）

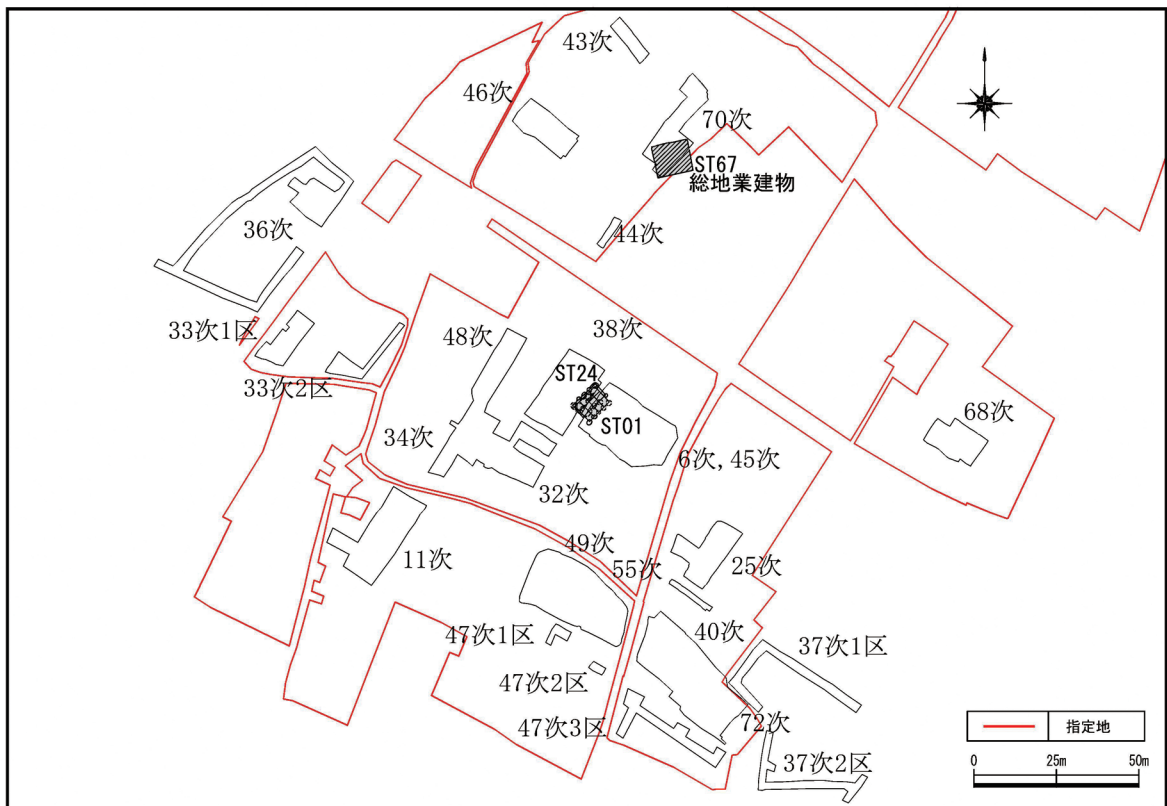


II 期（8世紀前半）

図7-1 正倉院遺構変遷図



Ⅲ期（8世紀後半～9世紀代）



Ⅳ期（9世紀末～10世紀）

図7-2 正倉院遺構変遷図

## 4節 史跡恒川官衙遺跡の利活用の現状と課題

史跡恒川官衙遺跡に関わる利活用として、飯田市教育委員会では、これまでに飯田市美術博物館で企画展を開催し、飯田市上郷考古博物館で遺物を展示してきた。また、史跡恒川官衙遺跡のパンフレットの作成・配布、伊那郡関連の講座の開催、飯田市のホームページでの情報発信なども行い、史跡恒川官衙遺跡の特徴や重要性などについて広く周知を図ってきた。さらに、恒川遺跡群内で発掘調査を実施した際は、現地見学会を開催し調査の成果を公表するとともに、発掘調査自体を適宜公開するなどの情報発信を行っている。しかし、学校教育での史跡活用は十分ではない。



発掘調査の現地見学会

一方、座光寺地域では、史跡指定前から周辺に案内板などを設置して見学者の誘導を図ったり、小学校のクラブ活動などで恒川遺跡群について学ぶ際に支援の活動をしたりしている。また、史跡に指定されてからは、地域主体で、学習会の開催や地域住民向けに伊那郡衙を紹介する刊行物の作成・配布などに積極的に取り組んできている。さらには、史跡見学者をガイドし、史跡恒川官衙遺跡の価値や魅力を紹介するなど、地域基本計画に掲げる「2000年浪漫の郷」の取り組みとして、周辺の歴史・文化資産や自然とも合わせた活用を進めている。



地域で設置した案内板

このような教育委員会や座光寺地域による従来からの史跡活用の取り組みをさらに展開する必要がある。しかし、史跡現地には地下の遺構の様子を窺えるような遺構表示などがまだ整備されておらず、史跡の説明板などの設置も十分でないことから、来訪者にどのようにして伊那郡衙を体感し、理解を深めてもらうかということが課題となっている。また、史跡内を周遊する動線の整備や来訪者の利用に供する便益施設などの設置も求められる。

## 5節 アクセスの現況と課題

現在、自動車を利用した史跡恒川官衙遺跡への主なアクセスは、中京方面からは中央自動車道飯田インターチェンジを利用し国道153号を経由するルート、関東方面からは同松川インターチェンジを利用し国道153号もしくは伊那南部広域農道（南信州フルーツライン）から市道を経由するルートが考えられる。一方、公共交通機関を利用して来訪する場合は、JR飯田線の利用者は元善光寺駅で下車し、路線バスの利用者は元善光寺駅前バス停もしくは高岡バス停で下車し、いずれからも徒歩5分程度で史跡に至る、というアクセスが考えられる（図8）。

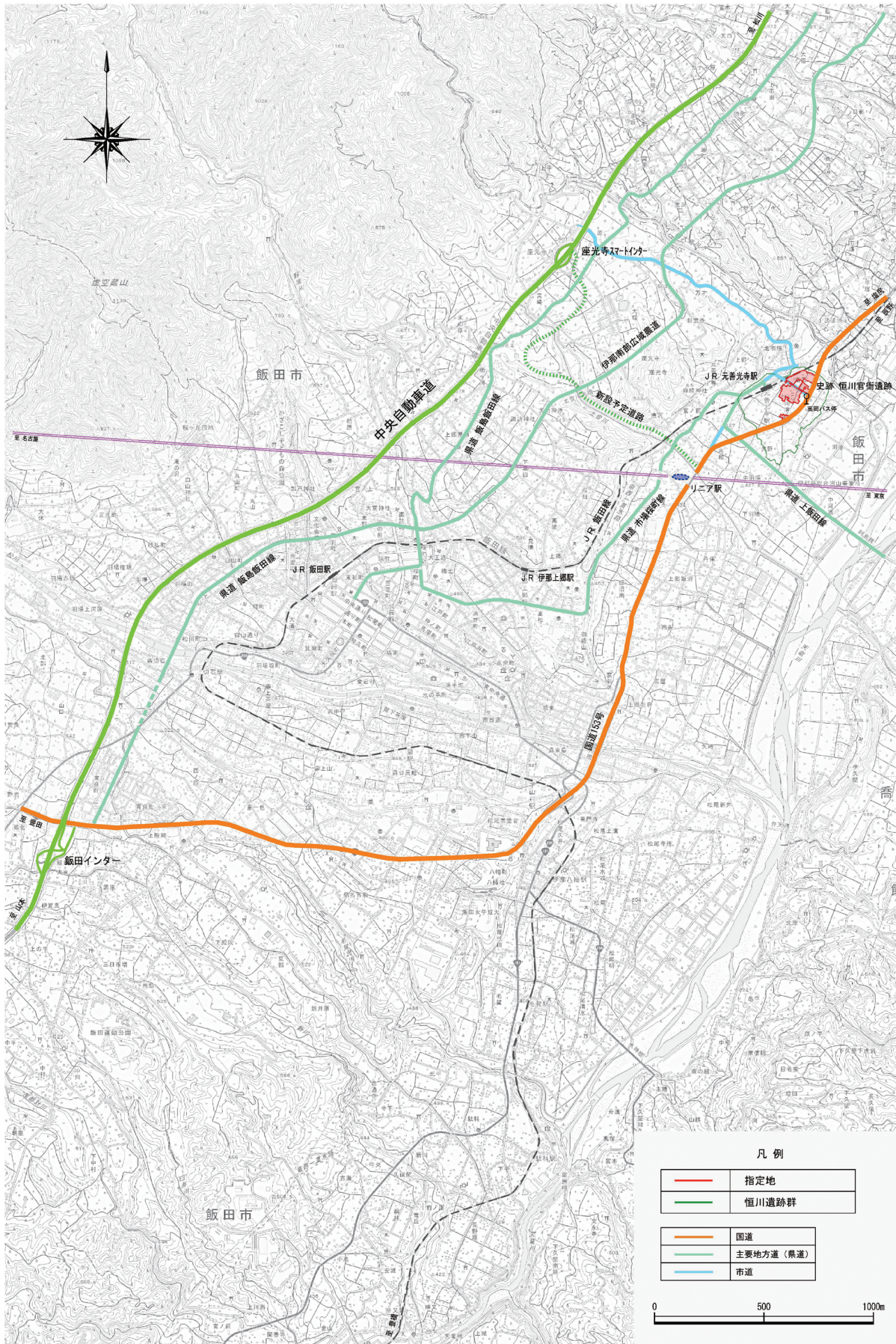


図8 史跡恒川官衙遺跡への主要アクセスルート

また、2027年に開通予定のリニア中央新幹線では、史跡恒川官衙遺跡の南西約1.5kmの上郷地域に駅が設置される。そして、その駅へのアクセス道路や中央自動車道座光寺スマートインターチェンジなどを軸とした、県・市による道路ネットワーク整備事業が計画されており、史跡恒川官衙遺跡への新たなアクセスルートも生まれると考えられる。

こうした来訪者の史跡へのアクセスルートや地域住民の生活道路としての利用状況なども考慮をして、来訪者が、安全に利用しやすい史跡恒川官衙遺跡へのアクセスルートや周辺の歴史・文化資産をつなぐ周遊ルートを示し、その適所に案内標識・道標などを設置する必要がある。

## 6節 リニア関連事業との調整

前節で述べたとおり、上郷地域や座光寺地域にリニア中央新幹線整備やリニア駅設置に関わる整備事業が計画されており、現在それに伴う道路整備・改良事業が両地域において進んでいる。そして、今後、史跡恒川官衙遺跡の近接地でもリニア中央新幹線の駅整備を見込んだ公共事業や民間開発などの事業が展開されることが予想される。

また、リニア駅が設置される上郷地域とともに座光寺地域においても都市計画の見直しが計画されている中で、史跡恒川官衙遺跡についても、周辺の歴史・文化資産と一体となった保存・活用を図る史跡公園としての整備を検討する必要がある。

さらに、現在リニア関連事業の推進に関わり、飯田市では建設部・リニア推進部・土地開発公社・農業関係課などと教育委員会事務局とからなる調整会議を設置し、関係部署間の連絡・調整を密に行っているが、引き続き、史跡恒川官衙遺跡整備や史跡の周辺環境に及ぼすリニア関連事業の影響などに留意し、関係部課と連絡・調整を図っていく必要がある。

## 7節 史跡整備に関する地域住民や地域からの意見・要望

### (1) 史跡公園整備についての地域住民等からの意見・要望

史跡恒川官衙遺跡の指定以後、教育委員会では座光寺地域自治会や地域住民、関係団体などに史跡公園の整備について説明を行ってきた。そのなかで、主に次のような趣旨の意見が出されている。

- 地下の遺構の様相が分かるように整備してほしい。
- ガイダンス施設には、恒川遺跡群からの出土遺物を展示してほしい。
- 地域住民が一体となって取り組んでいくという意識が持てるよう進めていってほしい。
- 来訪者が史跡へのアクセスや史跡内周遊をし易くなるようにしてほしい。
- 史跡周辺の市道は住民の生活道路であることを考慮して、来訪者の動線整備を検討してほしい。
- 史跡内における来訪者や地域住民の交通安全対策を検討してほしい。
- 史跡公園やガイダンス施設の整備にあたっては雨水排水対策を検討してほしい。
- 防犯対策など史跡周辺生活者の安全・安心に配慮した整備を行ってほしい。

### (2) ガイダンス施設整備についての地域からの要望

座光寺地域からは、史跡公園整備に関わり、史跡恒川官衙遺跡のガイダンス施設の機能について次のような趣旨の要望書が提出されている。

- 当地域が、古代から、文化・産業・流通の要であり、東西の結節点であったという特徴が明確に理解できる展示施設としてほしい。
- 地域内外の子どもから高齢者までが学び楽しめる施設として、実物の展示とともに、バーチャルリアリティ技術など最新の映像技術を駆使した展示などを検討してほしい。
- リニア駅に近接した立地条件を活かし駅利用客の来訪を促すとともに、来訪者が当地域一帯の歴史・文化資産の価値を知り、現地へと足を向けたいくなるような展示を考えてほしい。
- 感性豊かな熱意あるガイドの滞在拠点、発想豊かな諸イベントの開催など「自ら考え自ら行う」地域住民の主体的な意欲を支える活動拠点となる施設にしてほしい。
- 学習・見学・交流を専門的な知見に立ってサポートできる体制の構築をお願いしたい。

### (3) 地域住民や地域からの意見・要望等への対応

整備基本計画の策定にあたっては、前述の史跡公園整備に係る地域住民や地域などからの要望・意見なども考慮しつつ、遺構の確実な保存や活用など第三章1節に示す史跡整備の基本方針と齟齬がないよう調整を図りながら進める必要がある。

そして、史跡と周辺の歴史・文化資産などを繋ぐ周遊路の整備など地域資源との一体的な利活用や、史跡整備後の維持・管理のあり方についても十分配慮した検討作業が必要である。また、住宅地に存在するという史跡の特性から、史跡整備後の住民生活への影響にも十分な配慮が求められる。



史跡恒川官衙遺跡専門委員会の様子

# 第Ⅵ章 整備計画対象地のゾーニングと 各エリアの整備計画

## 1 節 整備計画対象地のゾーニング

本計画の整備計画対象地について、保存活用計画の地区区分をもとに、利活用方針などを踏まえて、以下のとおり（1）から（6）の6つのエリアにゾーニングする（図9）。

### （1）正倉院エリア

A 1 地区（指定地）及び、A 1 地区内の市道（座光寺 22・23 号線）や北西端に接する市道（座光寺 4 号線）を含む範囲を「正倉院エリア」と呼ぶ。

当エリアは、正倉院を構成する正倉や南辺外周区画溝などの遺構が分布する地区と、その南辺外周区画溝より南側の地区とに細分する。前者は、来訪者がその配置・広がりなどを体感できるよう、建物復元展示や遺構表示などの整備を行う地区とし、「遺構表示ゾーン」と呼ぶ。後者は、子どもたちをはじめ様々な人が訪れて楽しんだり、学習・交流の活動を行ったりするなど、多様な利活用ができる場として整備を行う地区とし、「多目的広場ゾーン」と呼ぶ。

### （2）正倉院北側エリア

A 2 ・ A 3 地区（指定地）及び、市道 2 - 63 号（高岡河原線）より北東側の座光寺 16 号線やそこから分岐する市道（座光寺 17 号線・18 号線）を含む範囲を「正倉院北側エリア」と呼ぶ。

### （3）清水エリア

A 4 地区（指定地）及び、恒川清水から国道 153 号に抜ける市道（座光寺 20 号線）や恒川清水の南西脇を通る市道（座光寺 21 号線）を含む範囲を「清水エリア」と呼ぶ。

なお、当エリアは、エリア間連絡路を境に、恒川清水のある地区（「清水整備ゾーン」と呼ぶ）と、恒川清水の前面地区（「緑地ゾーン」と呼ぶ）に細分する。



恒川清水と恒川清水の前面地区

### （4）ガイダンスエリア

B 地区（指定地外）にあって、A 1 ・ A 4 地区に近く、官衙関連遺構が存在せず、且つ車でのアクセスが容易な場所であるガイダンス施設などの整備候補地及び隣接する市道（座光寺 19 号）を含む範囲を「ガイダンスエリア」と呼ぶ。

### (5) エリア間連絡路

清水エリアと正倉エリア・正倉院北側エリアを南北方向に抜ける市道（座光寺 16 号線）のうち、清水エリア内から正倉院エリア内にかけての道路敷きを「エリア間連絡路」と呼ぶ。



座光寺 16 号線

### (6) 古墳ひろばエリア

史跡恒川官衙遺跡に隣接する史跡高岡第 1 号古墳南西隅地区を「古墳ひろばエリア」と呼ぶ。座光寺地域でこれまで「史跡ひろば」と呼称してきた地区である。



史跡高岡第 1 号古墳と南西隅地区の広場

### (7) 周辺地域

前述の整備計画対象地の各エリアのほかに、指定地を除く恒川遺跡群、歴史的文化的な景観を保全あるいは育成する上で必要な恒川遺跡群の近接地区、さらには史跡高岡第 1 号古墳、元善光寺、県宝旧座光寺麻績学校校舎、県史跡南本城城跡、市天然記念物麻績の里舞台桜などの歴史・文化・自然資産が多数分布している地域を周辺地域と呼び、本整備計画の対象範囲に加える。



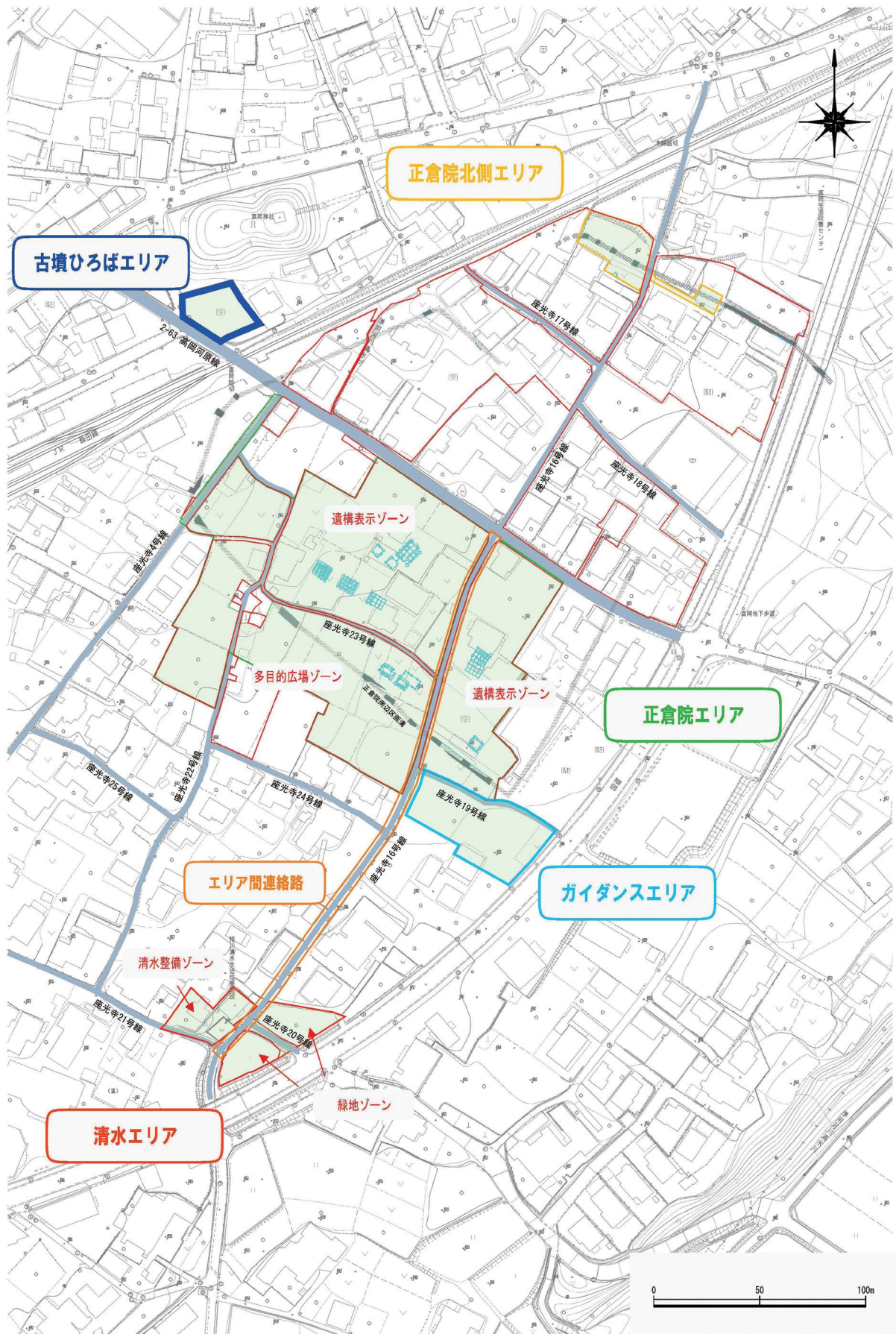


図9 整備計画対象地のゾーニング

## 2節 各エリアの整備計画

史跡整備は、公有地化や発掘調査・研究の進捗を考慮し、段階的に進める。なお、今後の発掘調査の成果などにより、必要に応じて整備計画の適切且つ柔軟な見直しを図るものとする。

### (1) 正倉院エリア（図17-1）

正倉院エリアについては、発掘調査や研究成果に基づき、史跡恒川官衙遺跡の主要な価値の一つである正倉院を顕在化する整備を行い、公開活用していく。

#### ① 遺構表示ゾーン

このゾーンでは、発掘調査の成果に基づき、正倉や正倉院南辺外周区画溝などの遺構を表示し、地下遺構の存在を顕在化させる。そのうち、地下遺構の残存状況が良好で、且つ史跡恒川官衙遺跡の特徴を際立たせる中心的な正倉遺構について、史跡のモニュメントとなる施設として建物の復元展示を図る。そして、他の正倉遺構などは、その配置・規模などがわかるように半立体表示整備を行う。なお、今後の調査の成果により、異なる時期の遺構も表示する場合は、平面表示の手法を併用することも検討する。

また、正倉院についての理解を深めてもらうため、適所に説明板を設置し、さらに視覚的に理解を助ける方法の採用も検討する。

遺構の表示などに関する考え方は第七章において示すが、専門的な見地からの検討を行い、来訪者が理解しやすく、且つ利活用や維持管理にも配慮した適切な整備手法を採用するものとする。

#### ② 多目的広場ゾーン

このゾーンは、地域住民や来訪者が、楽しんだり野外研修や行事などを行ったりするなど、多様な利活用ができるような広場として整備する。そして、ベンチ・四阿などの便益施設も適所に配置する。

なお、当ゾーン内の薬師堂及び墓地については、周囲に中木植栽を施し目立たなくするなどの修景を図る。

#### ③ 園路・歩道

正倉院エリア内は基本的に自由に周遊できるようにするが、顕在化し公開された遺構や復元建物を見学したり、史跡内を周遊したりする来訪者への便宜をはかるため、二つの園路を整備する。一つは、正倉院エリア内を東西方向に横断する園路で、もう一つは、遺構表示ゾーンから多目的広場ゾーンへ向かう南北方向の園路である。

東西方向の園路については、正倉院南辺外周区画溝に沿って並ぶ正倉列の北側に設けることとし、来訪者が復元・表示された正倉群を身近に見学する際の動線とするとともに、史跡の管理用道路としても利用する。

南北方向の園路は、座光寺22号線を活用し、多目的広場における行事などの際の管理用道路として利用するほか、多目的広場ゾーン内にある墓地に墓参する関係者の参道としても利用できるようにする。ただし、今後の発掘調査の結果によっては部分的な迂回なども検討する。